

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専
決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によ
り報告する。

資料

法律上の義務に関する損害賠償額の決定

区分	1		2	
相手方	川崎市中原区 丸子通2丁目在住 男性(同乗者)	中野区 中央5丁目 アニメ制作会社	練馬区 関町北3丁目 在住男性 (運転手)	川崎市 多摩区菅 1丁目在住 男性(同乗者)
事故日	平成24年11月16日		平成26年12月26日	
場所	杉並区方南2丁目		杉並区高円寺南1丁目	
車両等	区側	清掃車	庁有車	
	相手側	ワンボックスカー	普通乗用車	
状況	接触		接触	
内容	人身	物損	人身	人身
金額	39,925 円	387,433 円	36,260 円	39,525 円

		3	4	5
相手方		福島県いわき市 平神荒川 レンタカー会社	杉並区 天沼3丁目 不動産業者	杉並区 上井草1丁目 電気工事業者
事故日		平成27年2月15日	平成26年3月3日	平成27年3月24日
場所		南相馬市原町	杉並区天沼3丁目	杉並区上高井戸1丁目
車両等	区側	庁有車	清掃車	庁有車
	相手方	普通乗用車	雨どい	小型貨物車
状況		接触	接触	接触
内容		物損	物損	物損
金額		20,000 円	127,656 円	168,038 円

		6	7	8	
相手方	文京区 本郷1丁目在住 女性	杉並区 井草4丁目 タクシー会社	三鷹市 下連雀 9丁目 タクシー 会社	杉並区 善福寺 1丁目在住 男性 (運転手)	
	事故日	平成27年4月13日	平成27年6月4日	平成27年6月17日	
場所		板橋区蓮根2丁目	杉並区梅里1丁目	杉並区方南1丁目	
車両等	区側	清掃車	庁有車	清掃車	
	相手方	普通乗用車	タクシー	タクシー	
状況		接触	接触	接触	
内容		物損	物損	物損	人身
金額		320,616 円	31,040 円	96,811 円	387,259 円

		9
相手方	杉並区 善福寺4丁目在住 女性	
事故日	平成27年9月3日	
場所	練馬区関町4丁目	
車両等	区側	庁有車
	相手方	普通自動車
状況	接触	
内容	物損	
金額	319,154 円	

